

## 2 2 いじめ防止基本方針

～生徒一人一人が自他を尊重し、いきいきと学ぶために～

令和5年3月改正

はじめに

人命と人権を尊重する意識を身に付けることは、教育活動のみならず社会の一員として生活する上で最も大切なことです。

西中学校は、平成25年にいじめ防止対策推進法に示された定義に従って「いじめ」をとらえ、未然防止と早期発見に努めるとともに、「いじめ」認知に至っては、即対応と発展的な成長をもたらす解決をめざして指導・支援に努めます。そして、いじめの根絶を目指した取組を教育活動全般で展開し、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を進めていきます。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年度）より一部抜粋

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめに対する基本的な考え方については、全職員が共通した認識をもち、組織的に生徒とかわかっていきます。

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識をもつ
- 「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る」との認識をもつ
- 「いじめの未然防止は、全ての学校・教職員の重要課題」と捉える

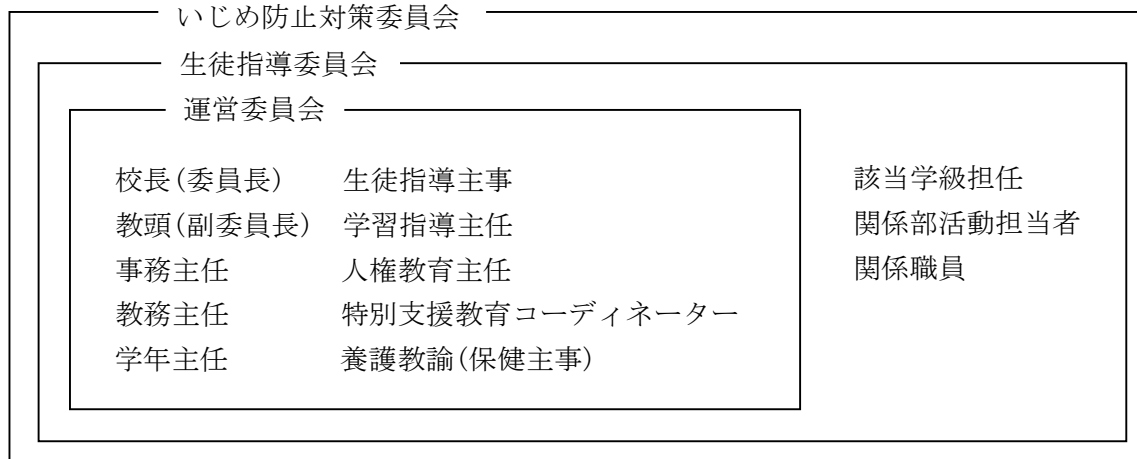
また、昨今では、学校という限られた場にだけで起こる問題ではなく、情報機器の発達によりSNS・ネット等が手段として使われ、被害者と加害者というこれまでの構造を越え、より過大に急速に広がるいじめも起きています。私たちは、こうした社会状況の変化に照らした発見や解決を試みる努力を怠らないようにしていきます。

そして、子供たちが、いきいきと学べる「いじめが起こらない学級・学校」にするためには、学校教育活動全体を通して、互いに認め合い学び合える集団づくりを進めなければなりません。学校と保護者・地域が連携し、温かいかわりや雰囲気づくりを心掛け、自己存在感が高まるような教育環境を整備し、思いやりの心や規範意識を高め、「いじめを許さない・生まない土壌づくり」を実践していきます。

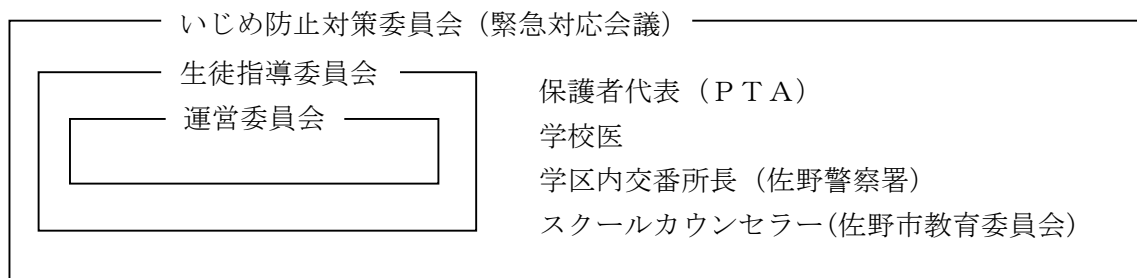
## 1 いじめ防止対策のための組織について

いじめ防止に対する取組については、組織的な対応を心掛け、継続的に進めるとともに、絶えず評価と改善をしながら、生徒の発達段階を考慮した支援をしていきます。校長を中心に全職員が協力体制を確立し、いち早く情報を共有し関わっていきます。

(1) いじめの未然防止に努めます。いじめ防止対策委員会を定期的に開催します。



(2) いじめを認知した場合は、事案の状況により関係諸機関の代表者を含めた緊急対応会議を開催します。



(3) 教育委員会との連携を密にするとともに、事案に応じて各関係機関との行動連携により対応をしていきます。

## 2 いじめの未然防止といじめを許さない土壌づくりについて

(1) 認められる場や達成感を味わうことができる体験を通し、自尊感情や自己有用感を高める教育活動を展開していきます。

ア 授業においては、主体的・対話的な活動を重視した学習を意図的に進め、伝え合う力を育みます。

- ・学校研究課題として主体的・対話的な活動の充実を図る授業の推進
- ・学年の発達段階に応じた校外学習の実施

イ 学級活動においては、「一人一役(一躍)」の学級経営を進め、責任を果たす喜びを感じながら自己の目標を高めさせます。

- ・学級組織の工夫
- ・係活動の振り返り

ウ 学校行事や生徒会活動においては、「自己を見つめる活動」のプログラムを提供するとともに、思いやりの心や互いを尊重する心を育みます。

- ・日光例幣使街道物語
  - ・修学旅行、スキー宿泊学習
  - ・ピアサポート体験(運動会やかえで祭を通して)
- (2) 道徳教育では、他人を思いやる心や人権意識を高める授業を意図的・計画的に実施し、豊かな人間性を育みます。
- 学校公開日での全学年の授業公開
- ・授業研究会の開催(教科との関連性のある年間指導計画作成)
- (3) 生徒自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼び掛けるような活動を支援していきます。
- ・生徒会活動 (STOP THE いじめ)
  - ・人権週間の取組 (各クラス人権目標、標語等)
- (4) 年間予定に計画的に人権週間を位置付け、家庭との連携を図りながら自他の人権の大切さを認め合う気持ちを育てます。
- ・同和問題をはじめ様々な人権問題を扱った資料による授業の実践
  - ・地域に根ざした資料の活用
  - ・仲間や集団について考える機会の提供
  - ・自己の振り返りの充実
- (5) 保護者への啓発活動に継続的に取り組み、生徒の人権意識を高める環境の整備に努めます。
- ・学級懇談
  - ・保護者対象教育相談(家庭訪問)
  - ・西中だより PTA だより 生活指導だより 学年だより 人権教育だより
  - ・西中 HP 人権教育コーナー
- (6) 社会に開かれた学校の観点から地域への情報提供に努め、地域の温かい環境の中で子供たちの成長を支援していきます。より多くの大人が子供たちの悩みや相談を受けとめられるようにしていきます。
- ・地域の活動(人材・施設等)の活用
  - ・各種たよりの学区内全戸への回覧
  - ・西中 HP による情報提供
  - ・地域の関係団体との連携
- (7) 教師が生徒の良きモデルとなるように、言葉遣いや公平な対応、人権が尊重された温かな雰囲気づくりに努め、信頼を得ながら支援を進めていきます。
- ・生徒呼名の統一
  - ・生徒、保護者との相談時の対応 (向かい合い方等)
  - ・人権チェックシートの活用

### 3 いじめの早期発見について

(1) いじめに対する教師の理解を深めるとともに、どの教職員も同じ認識で子供たちに関われるようにしていきます。

ア 計画的に校内研修を実施します。

- ・運営委員会時の「生徒理解」に関わる時間の設定
- ・現職教育に「生徒指導」や「いじめの対応」等についての研修を設定（いじめの理解と対応（改）等の活用）
- ・外部講師を招聘しての研修

イ いじめの問題等に関する指導記録を所定の方法により保存し、共有及び引継ぎをしていきます。

- ・生徒指導票の活用

ウ いじめの早期発見と対応、再発防止に向けて教師力を高め、生徒との信頼関係を築くことに努めます。

- ・いじめられた生徒の立場に立った関わり
- ・個性を尊重する関わり（マイノリティの人権尊重等）
- ・共感的に理解する（カウンセリングマインド）関わり
- ・いじめは見えるところでは起きない、本人が訴えることは難しい  
いじめの四層構造の理解
- ・遊びやふざけの中にいじめが潜んでいる  
いじめの本質を理解した対応
- ・ネットいじめはもっとも見えにくい
- ・加害者にも被害者にも地道な指導

(2) 多くの教職員の手で、広角的な視野で子供の「小さなサイン」を受け止めていきます。

ア 観察：日常の観察 いじめ等早期発見のための点検表

イ 調査：定期的アンケート（H29からの工夫点として、家庭に持ち帰り封筒で提出）

Q-U 調査・教育相談旬間アンケート・学校評価・実態調査

ウ 面接：定期的教育相談・人権週間関連教育相談

エ 日常の関わり：日記や健康観察などからの把握

オ 相談しやすい環境づくり：保健室・相談室・放課後の教室等

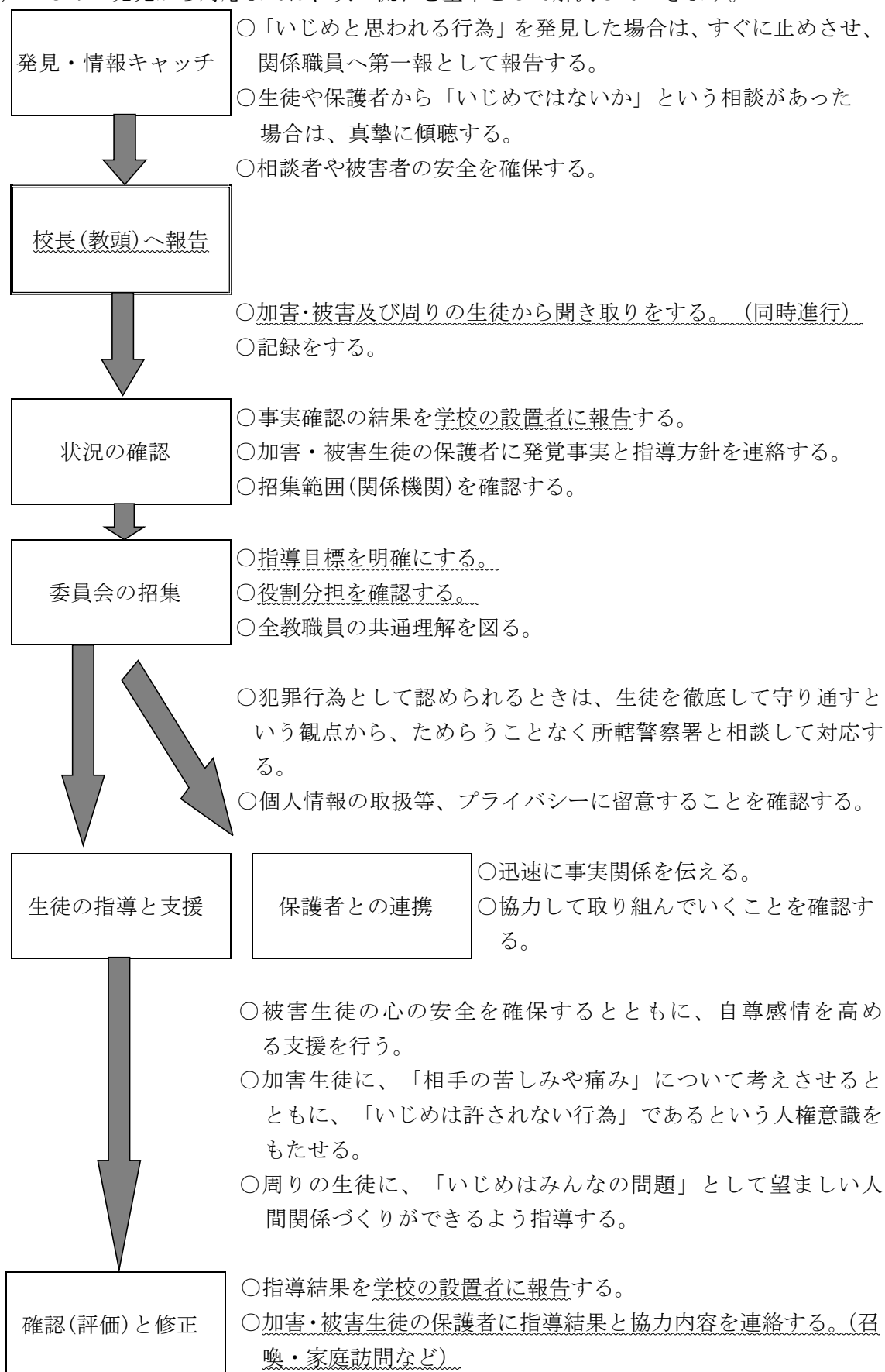
- ・安心できる雰囲気づくり
- ・傾聴する態度
- ・正義の肯定と応援

カ 保護者・地域からの情報

- ・日頃からの連携

#### 4 いじめの対応と解決に向けて

(1) いじめの発見から対応までは、次の流れを基本として解決していきます。



(2) 聞き取りをする際、冷静かつ客観的に事実と経過を確認します。

- |   |            |                         |
|---|------------|-------------------------|
| ア | 加害者と被害者の確認 | 誰が誰をいじめているのか            |
| イ | 時間と場所の確認   | いつ・どこで                  |
| ウ | 内容の確認      | どんな内容のいじめか・どんなことをされたのか  |
| エ | 背景と要因の確認   | きっかけはどんなことか             |
| オ | 期間の確認      | いつ頃からはじまったか・どれくらい続いているか |

(3) 懲戒権の適切な行使

いじめの様々な要因を考慮しながら、教育上必要があると認めるときは学校教育法第11条の規定に基づき適切に懲戒を行使します。十分な教育的配慮の上に、加害生徒が、自分の行動や行為を理解し健全な人間関係を育めるよう根気強く指導を行います。

5 ネット上のいじめに対する対応

ネット上の不適切な書き込み等を発見した場合は、被害の拡大を防ぐために直ちに削除する措置をとります。プロバイダに対し速やかに削除を求めるなど措置を講じる場合は、必要に応じ法務局又は地方法務局、県警本部県民相談室等に協力を求めます。SNS上の不適切な書き込みについては加害者に対して速やかに削除を求めます。

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求めます。

- (1) 生徒には、情報モラルについての授業を実施し、インターネットや携帯電話等の適切な使い方を学ばせます。
- (2) 人権を侵害するような行為は犯罪であることを、学級活動や道德等で学ばせます。
- (3) 指導に関わる職員の意識や判断する力を向上させるため、ネット利用や犯罪に関する研修会を開きます。
- (4) 保護者会等で保護者とともに情報モラルやネットいじめについて考える機会を設けます。家庭と連携しながら、佐野市が進める通信機器に対する運動の推進とインターネットの使い方についての啓発を進めていきます。

6 評価と改善に向けて

日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組について振り返りと改善を目的として評価を実施します。

- (1) 学校評価を実施して検証します。評価結果は、保護者や地域に公表し、いじめ防止対策について改善を加えていきます。
  - ア 自己評価
    - ・生徒対象アンケート
    - ・保護者対象アンケート
    - ・教職員による自己評価
  - イ 外部評価

自己評価の結果について有識者等に知らせ、いじめ防止の取組について協議する場を設け改善に努めていきます。
- (2) 評価結果については、設置者の教育委員会へ報告します。

## 7 重大事案への対応

いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき、いじめにより生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、重大事態としての対応を行う。

- (1) 市教育委員会と連携し、指導を仰ぎながら対応に当たる。
- (2) 聞き取りや質問紙調査を行い、市教育委員会に調査結果を報告するとともに、いじめを受けた児童生徒や保護者に事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- (3) 必要に応じてスクールソーシャルワーカーや警察等、関係諸機関に援助を求めるなど連携して対応に当たる。
- (4) 対応のための窓口を教頭等に一本化する。プライバシーに配慮し、正確で一貫した情報発信・情報伝達を行う。